

議員提出議案第2号

紀の川市神通地区における産業廃棄物安定型最終処分場の
設置に関する意見書

上記の議案を紀の川市議会会議規則（平成17年紀の川市議会規則第1号）第14条
第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和8年8月28日提出

紀の川市議会議長 杉原 勲 様

提出者 紀の川市議会議員 上野 宗彦

賛成者 紀の川市議会議員 榎本 喜之

〃 高橋 千代子

〃 石井 仁

提案理由

和歌山県知事に対し、紀の川市神通地区における産業廃棄物安定型最終処分場の
設置に関する意見書を提出するため。

紀の川市神通地区における産業廃棄物安定型最終処分場の 設置に関する意見書（案）

現在、紀の川市神通地区において、産業廃棄物安定型最終処分場の設置が計画されている。

本計画については、地域住民から、施設の設置及び運営に伴う生活環境への影響、とりわけ河川等の水環境及び周辺の自然環境への影響を懸念する声が上がっており、神通自治区からは紀の川市長、和歌山県知事に対して設置に対する反対の要望書が提出されるなど、計画に対する不安が示されている。

また、本計画地に隣接する大阪府泉佐野市においても、町会連合会をはじめ農業・水利・観光・民間教育・保育関係団体等から反対の意向が示されており、河川等への影響のみならず、農産資源、水産資源、温泉資源、自然環境や生態系、さらには地域経済や風評への影響についても懸念が示されている。

水環境は行政区域を越えて広がるものであり、一度影響が生じた場合には回復が極めて困難である。また現在の生活環境を守るとはもちろんのこと、長きにわたり地域で守り育ててきた農業、観光、地域産業等の基盤や水に対する信頼を将来に向けて守り、次の世代へ引き継いでいかなければならない。

こうした地域住民の思いや不安を十分に受け止め、計画地周辺のみならず、河川等を通じてつながる下流域を含めた生活環境及び自然環境への影響について十分な調査・検証を行うとともに、関係自治体及び地域住民に対し十分な協議と丁寧な説明を行い、地域住民の安全・安心及び生活環境の保全を最優先とした慎重な対応が求められる。

よって、地域住民の安全・安心と将来にわたる生活環境を守るため、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 本計画については、河川等の水環境、農業用水及び生活用水の影響をはじめ、生活環境及び自然環境への影響について、流域全体を視野に入れた十分な調査・検証を行うこと。
2. 調査・検証の結果については、科学的根拠に基づく情報を広く公開するとともに、計画地周辺及び下流域を含む関係地域住民に対し、丁寧な説明を

行い、住民の不安の解消に努めること。

3. 紀の川市及び泉佐野市をはじめとする関係自治体並びに関係地域住民の意見を十分に尊重し、行政区域を越える水環境への影響を含め、地域住民の安全・安心及び生活環境の保全を最優先として、慎重かつ厳正に対応すること。
4. 地域住民の生活環境及び自然環境への影響が否定できない場合には、計画の見直しを求めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

和歌山県紀の川市議会

(意見書提出先)

和歌山県知事